

令和 2 年度

与謝野町財政健全化審査
及び水道事業会計経営健全化審査意見書

与謝野町監査委員

令和 2 年度 与謝野町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和 3 年 8 月 10 日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 2 年度	平成元年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備考 (当町の比率)
①実質赤字比率	— %	— %	13.84 %	20.00 %	—0.16 %
②連結実質赤字比率	—	—	18.84	30.00	—12.35
③実質公債費比率	17.0	17.0	25.0	35.0	
④将来負担比率	114.6	123.0	350.0		

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は－0.16%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ② 連結実質赤字比率は－12.35%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ③ 実質公債費比率は 17.0%で、前年度と数値に増減はなかった。分母である標準財政規模が、普通交付税、地方消費税交付金等の増から 135,850 千円増となったことに加え、分子を構成する元利償還金、公営企業に関する準元利償還金等が 9,940 千円減となったことにより、単年度の比率は、17.0%と前年度 0.4 ポイント改善した。3 ヶ年平均では早期健全化基準の 25.0%及び財政再生基準の 35%を下回っており問題のない値である。しかしながら、地方債(町債)の発行について知事の許可が必要となる基準(18%)に近い数値であり、財政計画並びに第 3 次行政改革大綱を遵守した行財政施策を実行する必要がある。なお、令和元年度決算統計で

みると府内市町村の中では、ワースト 3 である。〔府内平均 8.3%〕

- ④ 将来負担比率は 114.6%で早期健全化基準の 350.0%を大幅に下回っている。前年度から 8.4 ポイント改善している。

なお、令和元年度決算統計でみると、府内市町村の中では、ワースト 4 に位置する。〔府内平均 63.1%〕

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 2 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和 3 年 7 月 27 日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和 2 年度	令和元年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	% —	% —	% 20.0	% —226.7

(2) 個別意見

実質的な資金不足はなく、資金不足比率も 0%以下になることから、経営健全化比率 20%を下回り良好である。なお、水道事業の財務の短期流動性を示す流動比率は 100%以上が健全とされるが、212.2%（前年度 231.8%）であり、短期流動性は確保している。また、現金預金の期末残高 955,429 千円を有しており、資金不足は発生せず、良好な状態にあると認められる。

しかしながら、現金預金は前年度末から 74,155 千円減少しており留意が必要である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない

